

○厚生労働省告示第二百二十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定に基づき、次の病院につき臨床研究中核病院と称することについての承認をしたので、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の五の二第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

名称	所在地	承認年月日	承認の効力発生年月日
国立大学法人北海道大 学病院	北海道札幌市北区北十 四条西五丁目	平成三十年三月二 十三日	平成三十年三月二十三日